【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第百三十二条　削除

（改正前）

第百三十二条　会員は、委託を受けた有価証券市場における売買取引が成立したときは、大蔵省令で定める様式により、売買報告書を作成し、売買取引の成立後四十八時間以内に、これを委託者に交付し、又は発送しなければならない。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第百三十二条　会員は、委託を受けた有価証券市場における売買取引が成立したときは、大蔵省令で定める様式により、売買報告書を作成し、売買取引の成立後四十八時間以内に、これを委託者に交付し、又は発送しなければならない。

（改正前）

第百三十二条　会員は、委託を受けた有価証券市場における売買取引が成立したときは、証券取引委員会規則で定める様式により、売買報告書を作成し、売買取引の成立後四十八時間以内に、これを委託者に交付し、又は発送しなければならない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第百三十二条　会員は、委託を受けた有価証券市場における売買取引が成立したときは、証券取引委員会規則で定める様式により、売買報告書を作成し、売買取引の成立後四十八時間以内に、これを委託者に交付し、又は発送しなければならない。